

# S A G A バレーボールアカデミー 規約

(名称及び所在地)

第1条 本団体(以下、アカデミー)はS A G A バレーボールアカデミーと称する。

設立日は平成30年12月1日とし、本部事務所は鳥栖市弥生が丘1-39-201に置く。

(目的)

第2条 本アカデミーはバレーボール技術の向上と、心身の健全な育成をはかり、スポーツの正しい理解を深め、地域のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

(構成)

第3条 ジュニアU12(小学生)によるスクールコースと、アカデミーU15(中学生)のアカデミーコースにより構成させる。

(入会資格及び手続き)

第4条 心身ともに健康で保護者も本規約に準ずることを承諾し、本アカデミーが入会に適すると認めた者とする。入会許可者は所定の入会申込・誓約書に記入し提出するとともに入会諸費用を納めること。

(会費)

第5条 会費は別に定める年会費と運営費としての月謝を所定の方法で納入しなければならない。  
遠征、合宿、大会等は別途費用を現金で納める。

(退会)

第6条 退会する月の前月末日までに本アカデミーに申し出ること。

(保険)

第7条 入会者は入会時に本アカデミーが指定するスポーツ安全保険に加入する。手続きは本アカデミーがおこなう。

(負傷時の処置と免責)

第8条 会員が本アカデミーの練習及び試合中に負傷した場合、応急処置は行うがその後の治療、通院、入院等について本アカデミーは責任を負わないとする。また本アカデミーの規則や指導者の指示に従わずに起きた事故または盗難等について賠償は負わない。

(除名)

第9条 本アカデミーは規約に違反、または会員として相応しくないと判断された者を退会させることができる。月謝の滞納が3ヶ月以上続いた場合、退会となる。

(休校)

第10条 悪天候、災害、社会情勢の変化、その他、アカデミーの活動が困難と判断した場合は休校とする。ことができる。

(会員遵守事項)

第11条 会員は本アカデミーに入会することを所属する学校長、またはクラブの代表に通知すること。

会員は本規約を遵守するとともに、本アカデミーの指導者の指示に従うこと。

会員または保護者等から指導者への指導方針、選手起用などの異議申し立ては一切受け付けない。

会員や他クラブ等に対し迷惑行為を行った者に、本アカデミーが退会を命ずることができる。

(附則)

本アカデミーは必要に応じて本規約を改定することができ、本規約に関する事項について別に定める規則を定めることができる。

この規約は2018年12月1日より施行する。

団体の名称を「佐賀バレーボールアカデミー」から「S A G A バレーボールアカデミー」に変更する。(令和7年3月1日 改正)